

労働基準法施行規則の一部改正（休憩時間の自由利用の適用除外）について

1. 概要

平成 27 年 4 月 1 日から実施される子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度（施設型給付）を設けるとともに、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業を市町村の認可事業として新設し、公的給付を実施することとしている。

そのため、子ども・子育て支援新制度の施行に必要な関係省令を一括して整備しようとしており、その一環として、地域型保育給付のうち、居宅訪問型保育事業（市町村が同事業による保育の必要があると認定した乳児・幼児に対し、家庭的保育者が乳児・幼児の自宅において保育を行う事業）において、保育を行う家庭的保育者について、労働基準法第 34 条第 3 項に定める休憩の自由利用の適用を除外することとするもの。

2. 改正の趣旨

居宅訪問型保育事業の提供の対象となるのは、①障害や小児慢性疾患を持つ児童や、②母子・父子家庭の保護者が夜間・深夜業務に従事する場合など、保育の必要の程度及び家庭の状況等から、本事業の対象とすべきと市町村が認定した児童、③保育施設の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった児童など、居宅訪問型保育を利用してでも保育を行うべき必要性があると市町村が認定した児童である。

一方、居宅訪問型保育事業は、親などが保育を行うことができない状況の下で、児童に対してきめ細やかな保育を提供するため、保育者と児童が原則一対一で保育を行う事業であり、また保育の対象は原則として 0～2 歳児であること、障害児や夜間・深夜の保育であることから、休憩時でも長時間児童の元を離れることが困難である。

これらの事情を踏まえ、労働基準法施行規則第 33 条第 1 項を改正し、同項第 3 号として、居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合を除く。）を加えることにより、これらの者について、休憩の自由利用の適用を除外するものである。

3. 公布時期

平成 27 年 3 月下旬（予定）

4. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（予定）